

令和4年5月11日
特別区人事委員会事務局



特別区職員 I 類採用試験における試験問題の誤りについて

令和4年5月1日(日)に実施いたしました特別区職員 I 類採用試験事務専門問題No.11において、別紙のとおり誤りがあり、正答がないことが判明しました。

このため、問題No.11については、当該問題を選択した全ての受験者の解答を正答として取り扱うこととします。

受験者並びに多くの関係者に多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

今後、こうしたことが再び生じないよう、より一層厳正なチェック体制を徹底してまいります。

(別紙)

【No. 11】 民法に規定する代理に関する記述として、通説に照らして、妥当なのはどれか。

- 1 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずるが、本人のためにするとは、本人の現実の利益を図ることをいう。
- 2 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示について、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときには、代理人が自己のためにしたもののみならず、
- 3 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときには、本人は、本人が過失によって知らなかった事情について、代理人が知らなかったことを主張することができない。
- 4 無権代理人と契約した相手方が、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、本人がその期間内に確答をしないときには、本人が追認をしたもののみならず、
- 5 復代理人は、代理人の代理人であるから、復代理人の代理権の範囲は、代理人の代理権の範囲を超えることはできず、代理人の代理権が消滅すれば、復代理人の代理権も消滅する。

<正答なしとする理由>

正答の選択肢として用意した“3”について、通説に照らして妥当と判断することが困難なため。